

JMF 経済ニュースレター

JMF Economic Newsletter

Vol.146 2025年春号

今号のトピック ······ 2
リユース市場から、シン・価値創造を考える

1. 国内経済関連指標 ······ 3

- GDP成長率は、実質（10～12月期改定値、季節調整値）で前期比0.6%増（年率2.2%増）。2月に公表した速報値（前期比0.7%増、年率2.8%増）から小幅に下方修正。
- 景気動向指数改定値は、景気の現状を示す一致指数が前月比で0.1ポイント上昇し116.2となり、2カ月連続で上昇。認証不正問題で出荷停止となっていた自動車メーカーの生産活動が正常化、全体の押し上げに寄与。基調判断は「下げ止まりを示している」で据え置き。

2. 海外経済関連指標 ······ 5

- 中国のGDP成長率は、2024年10～12月期で前年同期比5.4%増。2024年では、物価の変動を調整した実質で前年比5.0%増となった。不動産不況による内需不足が響き、23年の5.2%から減速。
- 「Global Business Complexity Index(世界ビジネス複雑性指数)」によるビジネス環境比較、今号はインドネシアを紹介。

3. 日機連コラム「通常兵器キャッチオール規制と経済安全保障」
日本輸出管理研究所 高野順一 ······ 7

JMF 一般社団法人 日本機械工業連合会
The Japan Machinery Federation

経済ニュースレターのバックナンバー

<http://www.jmf.or.jp/members/econews/>

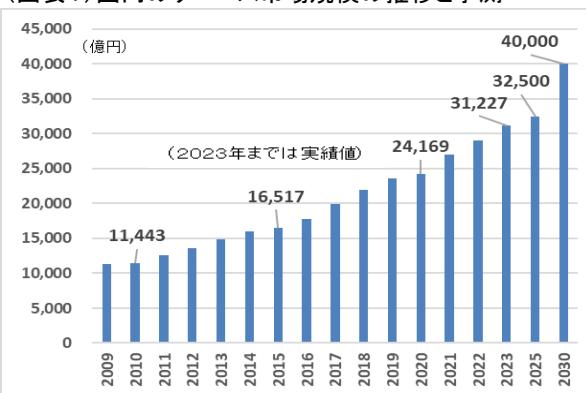
今号のトピック

— リユース市場から、シン・価値創造を考える —

データから見るリユースの市場規模

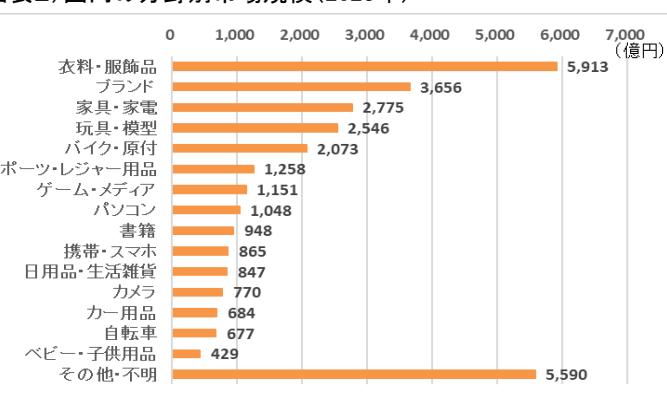
3R(リデュース、リユース、リサイクル)の中でも、リユースは製品寿命を長期化させるとともに、新たなビジネスチャンスを生み出す可能性が高いといわれています。Global Dataによる市場予測では、米国のリユース市場は2022年に総額1,740億ドル(約25兆円;2015年の約2倍)、2031年までに3,250億ドル(約47兆円;2022年比+86.7%)になるとされています。また、環境規制の進む欧州でもCross-Border Commerce Europeの調査では、2021年には約750億ユーロ(約12兆円)、2025年には1,200億ユーロ(約19兆円)と成長が見込まれています。日本でも物価高騰、消費者意識の変化やインバウンド需要等により、2009年以降14年連続で市場規模が拡大、2023年の市場規模は、前年比7.8%増の3.1兆円となっています(図表1)。また商材別のベスト3では、「衣料・服飾品」が5,913億円(同15.5%増)、「ブランド品」が3,656億円(前年比19.4%増)、「家具・家電」は2,775億円(同0.1%増)等となっています(図表2)。

(図表1)国内のリユース市場規模の推移と予測



出典:リユース経済新聞

(図表2)国内の分野別市場規模(2023年)



出典:リユース経済新聞

昨今のリユース市場・業界の動向

環境意識の高い若年層では、既にファッショングoodsや家電製品等の中古品売買は一般化しており、シニア世代でも終活・生前整理で手放すブランド品やアンティーク品、家財道具を中心徐々にリユース市場は拡大しつつあります。さらに、メルカリ社の調査では、日本全国の「かくれ資産(1年以上未使用で理由なく家庭内に保管している不要品の金額換算値)」の総額推計値は、66兆6,772億円(平均53.2万円／国民1人、約110.6万円／1世帯)となっており、今後もリユース未経験者や企業参入による新たな市場機会の増加で、ビジネス拡大の余地はかなり大きいといえます。

そのような背景とともに、今までCtoCのフリマアプリやユーズド品売買サイトが主流の販路でしたが、最近では自社の使用済み製品回収により、新たな顧客接点の創出、休眠顧客へのリーチ作り、新品販売への誘導、潜在顧客への取り込み等の再強化を目的に、小売り・流通、ブランド・メーカーなどの一次流通事業者が自らリユースを推進するケースが増えてきました。そして、そこから得られる顧客特性、製品のライフタイム、販売動向などのデータは、新たなマーケティングやプランニングへの有効な情報になりつつあります。

モノづくりの発想の転換、シン・価値創造へ

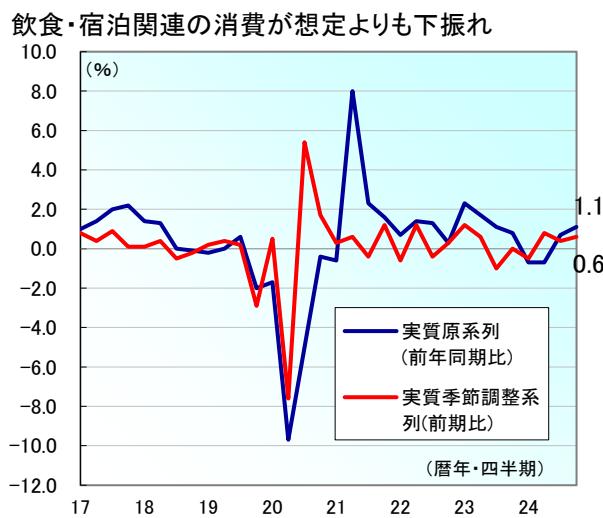
この市場をさらに拡大・普及させるには、回収・リペア対応の充実化とともに、AI活用などによる自動査定システムの精度強化、RFIDを活用した在庫管理の自動化、欧州が来年以降に順次義務化予定のDPP(デジタルプロダクトパスポート)のようなシステム構築も急がれます。

一方で、製品の長寿命化とともに多様化ニーズへの高まりを背景として、これからは一次ユーザー向けの利便性を中心に追求してきた、従来からの延長線上にある製品価値を超える、新たな価値・役割を持ったモノが求められてくるのではないかでしょうか。例えば、初級、中級、上級者用等、人の成長の程度に合わせた機能等を段階的に搭載した(もしくは、段階的にサポート機能を省いていく)製品を、その各顧客層を見極めて的確に市場提供することで、初級⇒中級⇒上級として新旧の製品が継続的にリユースされる製品戦略というものが考えられないでしょうか。

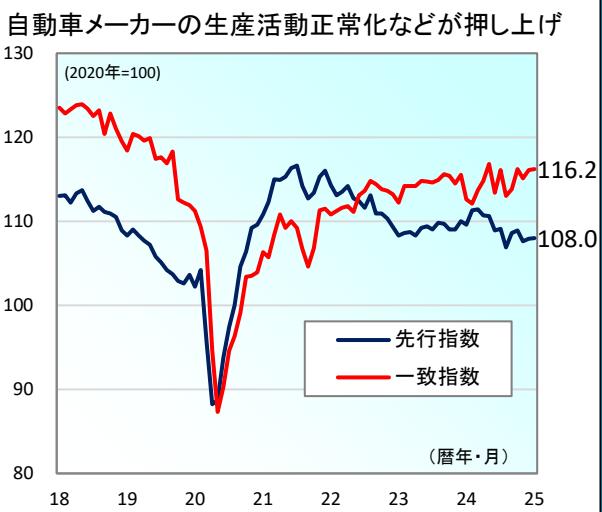
1980年代に、「いつかは、ク〇〇ン」というある自動車の有名な宣伝文句がありました。これは、バブル経済に向かう時代、毎年の給料Upが前提であった消費者には大変響くキャッチコピーでした。しかし、AIが進展し社会がさらにフラット化していくことを想定すると、これからは人の能力開発や、精神的な成長に段階的に寄り添う製品価値というものが求められるよう思います。

1. 国内経済関連指標-1

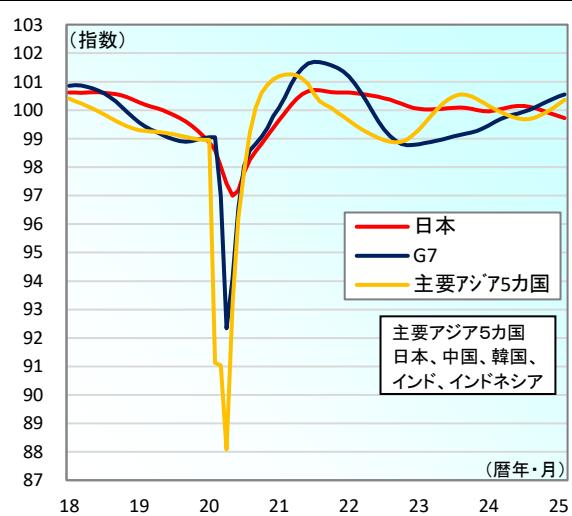
我が国のGDP成長率（出典：内閣府）



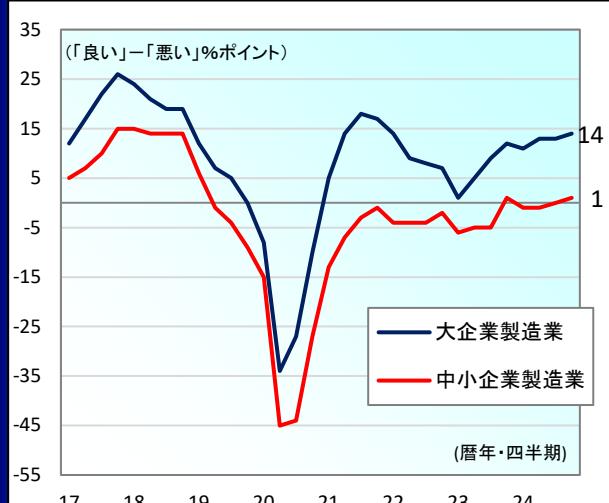
景気動向指数：CI（出典：同左）



OECD先行指標（CLI）（出典：OECD）



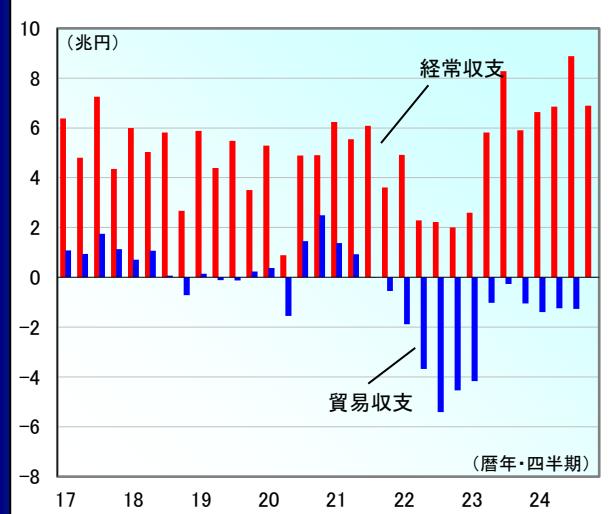
日銀短観：業況判断（出典：日本銀行）



為替相場（出典：日本銀行）



我が国の国際収支（出典：財務省）

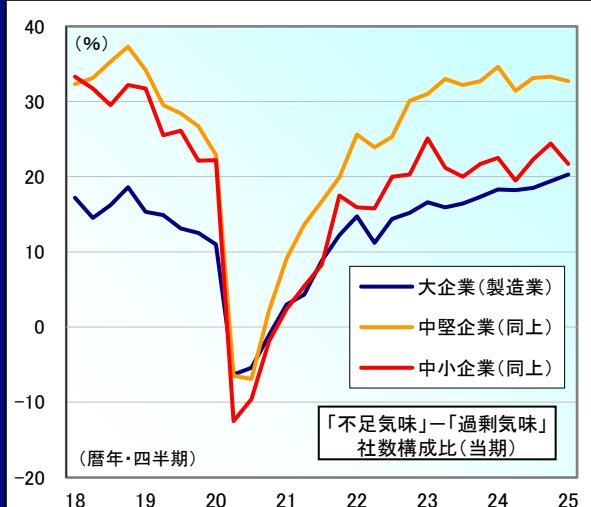


1. 国内経済関連指標-2

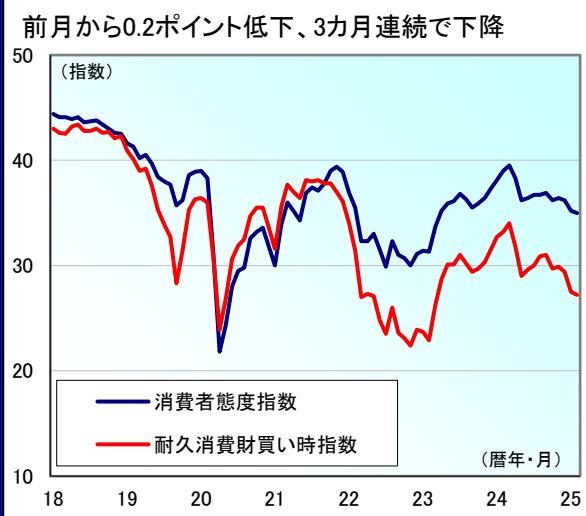
物価指数（出典：日本銀行および総務省）



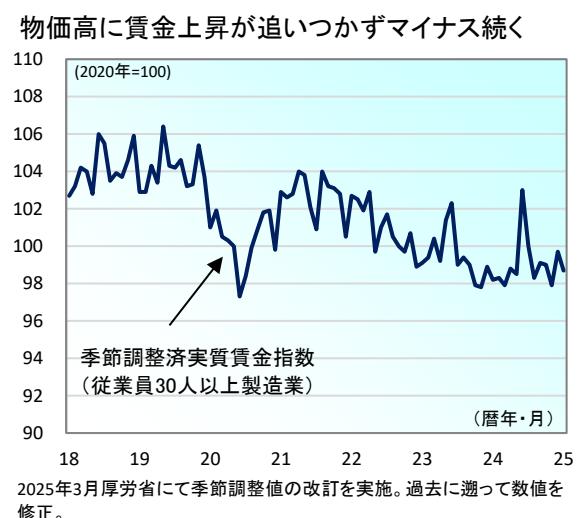
従業員数判断BSI（出典：財務省）



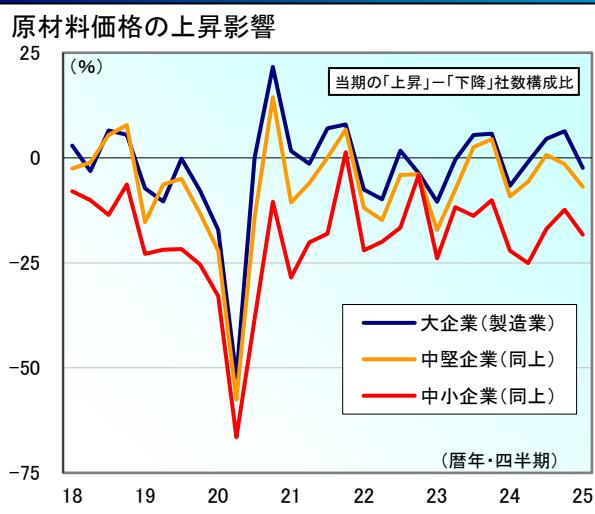
消費者態度指数（出典：内閣府）



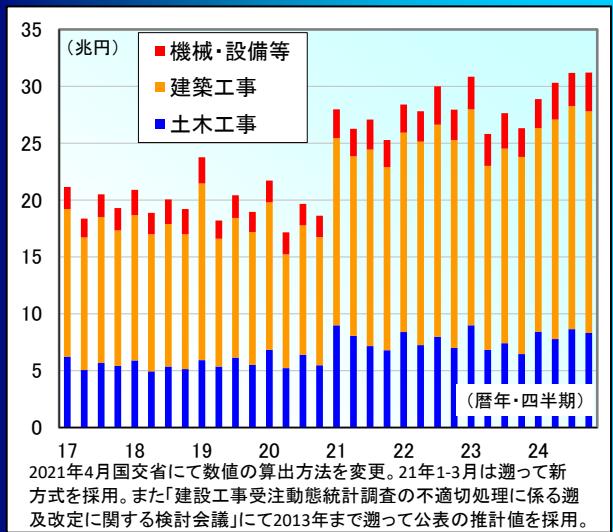
実質賃金指数（出典：厚生労働省）



景況判断BSI（出典：財務省）



建築受注額（出典：国土交通省）

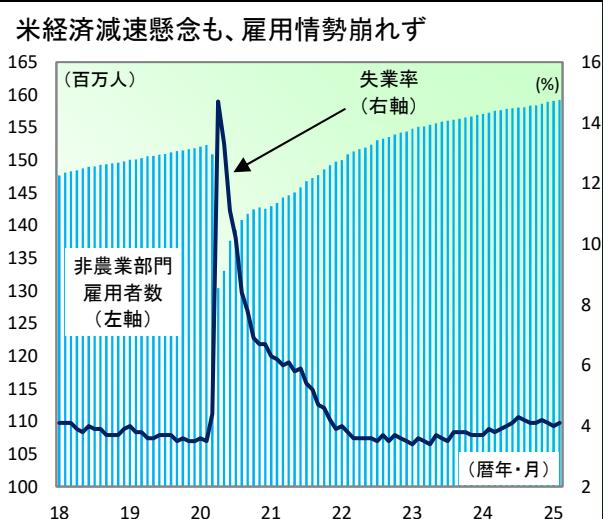


2. 海外経済関連指標-1

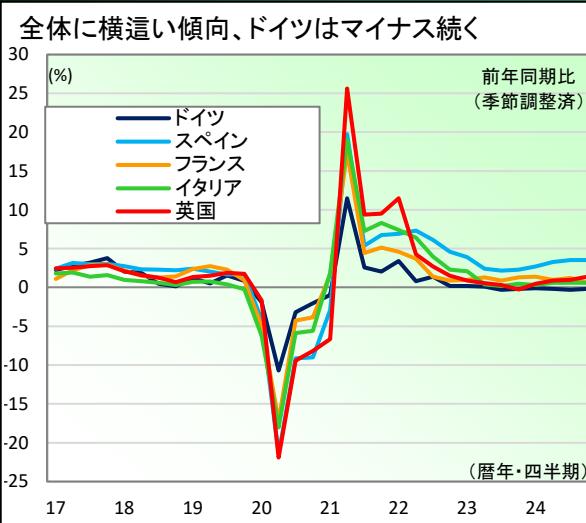
米国：GDP伸び率（出典：米国商務省）



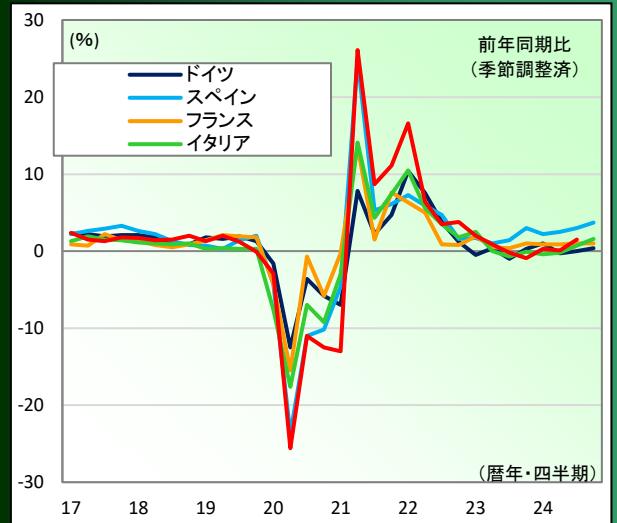
米国：雇用指標（出典：米国労働統計局）



欧州：GDP伸び率（出典：EUROSTAT、ONS）



欧州：最終消費支出推移（出典：同左）



中国：GDP伸び率（出典：国家統計局）

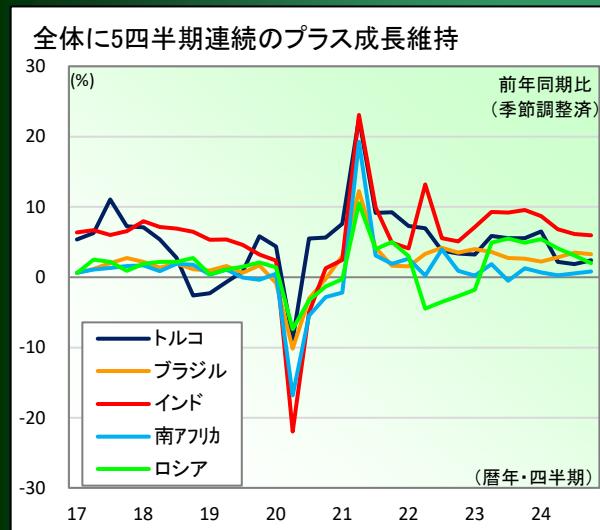


中国：消費者物価上昇率（出典：同左）

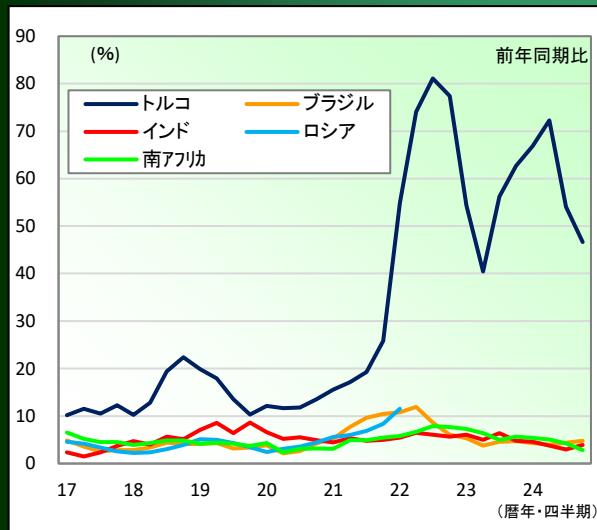


2. 海外経済関連指標-2

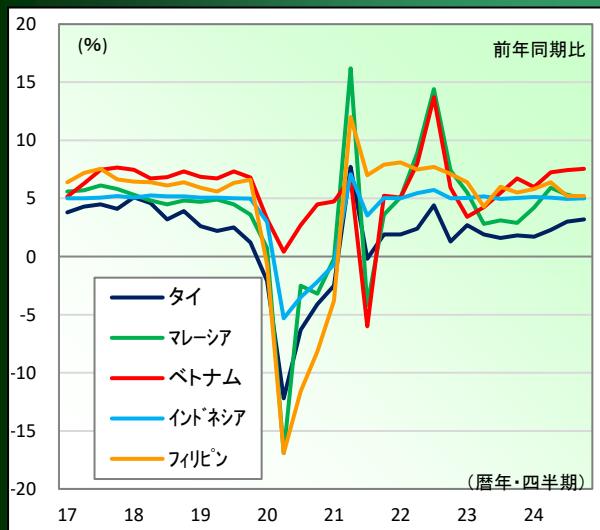
新興国：GDP伸び率（出典：OECD、ROSSTAT）



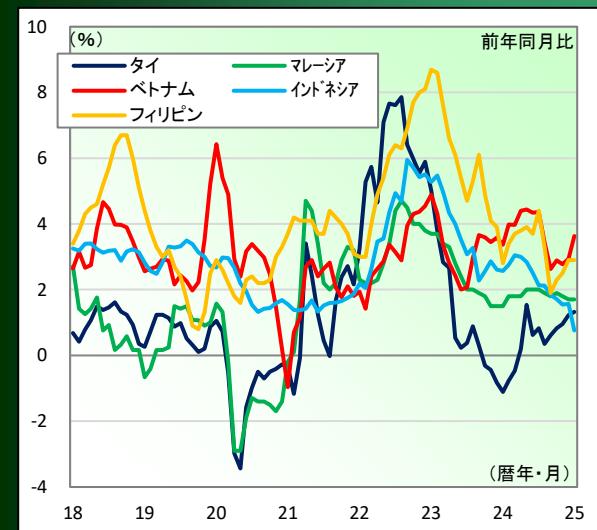
新興国：消費者物価上昇率（出典：OECD）



東南アジア：GDP成長率（出典：各国統計局等）



東南アジア：消費者物価上昇率（出典：同左）



海外ビジネス環境比較：インドネシア（出典：『Global Business Complexity Index』TMF Group）

インドネシア（複雑性指標 16 位／79カ国対象）

『Global Business Complexity Index』2024年版によると、インドネシアは、ビジネスの複雑性において対象国79カ国の中でも複雑性が高い国とされた。しかし、2020年のオムニバス法開始以降、複雑性1位から16位に改善している。同法は、法人設立に必要な資本金を引き下げ、官僚的・規制的障壁を軽減した。また、退職金の引き下げなど新たな労働改革も行われ、ゴールデン・ビザ制度の導入も投資を後押しする。ベトナム同様にコネクター・エコノミーとしても注目される。

【参考】ジャカルタと東京の月額賃金比較

単位：米ドル

	ジャカルタ	東京
製造業		
ワーカー(一般工職)	475	2,024
エンジニア(中堅技術者)	600	2,636
中間管理職(課長クラス)	1,295	4,221
法定最低賃金	333/月	7.95/時
賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	2.26力月	4.63力月
名目賃金上昇率	2022年：3.6% 2023年：7.2% 2024年：3.4%	2022年：2.8% 2023年：1.8% 2024年：2.5%

調査時期：

ジャカルタ2024年10-11月、東京2024年8-10月

出所：JETRO「投資コスト比較」から抜粋

通常兵器キャッチオール規制と経済安全保障

日本輸出管理研究所 高野順一

通常兵器キャッチオール規制が改正された。本稿の執筆時点は、募集したパブコメに対する対応や通達レベルの変更についての情報が入手できていない微妙なタイミングであるが、昨年度の安全保障貿易小委員会の中間報告で示された方向性は一貫しており、それからの大きな方向転換のようなものは見えていない。この機会に、キャッチオール規制を中心に輸出管理について改めて論じてみたい。

順番として、そもそもキャッチオール規制の本質とは何かからはじめ、その中で通常兵器キャッチオールの位置付けを確認し、今回の目指す変更が日本の輸出者に対する影響、そして、日本の輸出者はどのように対応すべきかを考えてみる。

(1) キャッチオール規制とは

(全体感とその問題点)

一般的に言えば、輸出管理はリスト規制が基本であり、それを補完するものがキャッチオール規制という位置付けになる。

ここで輸出管理の原点に戻って、輸出管理について簡単に整理し、特にキャッチオール規制の難しさあるいは内包する矛盾性について筆者の考えるところを述べたい。下記のようなロジックになる。

1. 輸出管理の本質は用途に対する規制である。「懸念用途」（原則的には大量破壊兵器の開発等）を定めた上で、それに使われないようにすることがその目的である。
2. しかし「他国の顧客の用途を正確に知ることが難しい」という大命題が存在する。原則として、顧客が自分の資産をどう使うかはその人の自由であり、販売者には責任がないからだ。もちろん犯罪行為となると別だが、同一国であれば、事実を解明するために調査する権限を持つ警察などの政府機関が存在し、さらにいざとなれば法的に結論を出す司法制度がある。他国で他国のエンティティーが何に使用するのか正確に知ること（公的に結論を下すこと）は、構造的に困難なことである。
3. それゆえ輸出管理の原点としては、リスクベースコントロールの観点から、懸念用途に用いられる可能性の高い品目を対象に規制品目を設定し、その品目の輸出に許可申請をさせることにより、政府の持つインテリジェンス能力等を最大限活用してその用途が懸念用途ではないことを確認して許可・不許可を決定するやり方（リスト規制）が生まれた。
4. さらにリスト規制ではカバー仕切れない状況が明白になり、リスト規制以外の品目でも懸念用事が明らかな場合に許可申請義務が生じる（用途を直接的に規制理由とする）キャッチオール規制が生まれたが、「他国の顧客の用途を知ることが難しい」ということはいずれにせよそのままで変わらない。
5. つまり、キャッチオール規制は明確に確認することが困難な事象を前提としている。あたかも不安定な土台に強引に構築せざるを得なかつた建築のようなもので、結果としての歪みや傾きが輸出者を悩ましているというイメージを筆者は抱いている。

(2つの規制方法)

キャッチオール規制の場合、当然その品目の用途が「懸念用途」であることを誰がどう判断するかがポイントとなる。下記の様な2つの規制のやり方がある。

- **Inform規制**：政府が輸出者に対して「懸念用途」であると連絡した場合に許可義務が発生する。
- **Know規制**：輸出者が「懸念用途」であると知っている場合（あるいはその可能性が高いことを認識した場合「サスペクト条項」）に許可義務が発生する。

Inform規制は、キャッチオール規制の原点である。政府がある品目が「懸念用途」に使われるという情報を入手した時に、仮にリスト規制だけしかなければ、その品目の輸出を止めることができない。Inform規制を使って許可申請を要求し、その輸出をまず止め、許可申請の審査として状況を精査して、もし情報に間違いがあり用途が民生用に間違いなければ許可をすれば良いし、やはり元の情報が正しければ許可を出さないという行動になる。キャッチオール規制の本質的な問題は、「外国の顧客の用途が何か」である訳だが、Inform規制の場合は我が国において最終判断をする政府機関がその可能性を判断しているということは本質的に妥当である。ただし、政府にはそれなりのインテリジェンス能力が必要となる。

(Know規制と日本独自の客観要件)

Know規制は、ちょっと複雑な性格を持つ。輸出者が「懸念用途」であると何らかの理由で知っている、そう認識していた場合に許可申請が必要という規制は、ロジックとしてはおかしくない。しかしKnow規制は「許可申請を期待しない規制」と言えることを抑えておきたい。

輸出者が「懸念用途」であることを正確に知っているということは、その輸出者が不正輸出を行おうという組織のメンバーや協力者（つまり「一味」である）の場合だろう。その場合に輸出許可申請をするはずがない。黙って密かに輸出するだろう。

そうではない健全な輸出者が仮に「懸念用途」であることを確信した場合も輸出許可申請は行わないだろう。単純にその輸出取引を行わないことを選択するはずだ。従い、どちらの場合でも輸出許可申請は発生しないということになる。

Know規制の効果は何かと言えば、

- 不正輸出に加担した「一味」を後から無許可輸出の名目で検挙することができる。
- 民間の輸出者に注意を促すことで、「懸念用途」への転用を未然に防げる可能性がある。
- 輸出者が「懸念行為」を認識することで一定の情報が得られる可能性がある。

「懸念用途」であることを「知っていた」ことを規制の要件とすると、後から「一味」を検挙するためには、政府当局は「知っていたこと」を明確に示す証拠が必要となり、実施がより困難になってしまう。そのため、Know規制には「知識」の範囲を広げる工夫が通常なされる、（輸出管理の業界では「サスペクト条項」と呼ばれることが多い。）「～恐れがある場合」「～と疑う根拠がある場合」などである。その中で、米国のサスペクト条項である「Reason to know ～を知る理由がある場合」が有名である。こういった条項の運用にはそれぞれの国の司法制度や検査当局の権限・能力など色々な要素が関連し比較は難しい面があるだろうが、サスペクト条項としては、おそらく最大限のものではと考えられる。

サスペクト条項は、「一味」ではない普通の輸出者にも問題を与える。許可申請義務が生じる「懸念用途」の「おそれの度合い（正確性）」の判断が難しいからだ。

「他国の顧客の用途を知ることが難しい」上に、現実のビジネスでは無限に近い多様な状況があり、どこまでの情報で「疑う根拠」や「知る理由」になってしまふのか管理部署は悩むことになる。

EUの統一規約ではKnow規制ではあるのだが、即許可申請義務が生じるのではなく、政府と相談する義務が発生するとしている。Know規制には一定の限界があるので、Inform規制とは一線を引いていっていると考えている。間違えても無許可輸出ではないという形でペナルティーを低くする配慮？とも考えられる。（EUの各国は、この統一規則に基づいて自国の輸出管理法令を制定するのだが、統一規約ではその国の判断で相談義務を許可申請義務としても良いとされており、許可義務にしている国もある。）

日本の場合は非常に特徴的で、「Know」ではなく「客観」的に情報が取得された場合（客観要件という言い方をする）とされており、通常の輸出取引（売買契約書等）で取得される記録・保存された情報または輸入者・最終需要者等から直接入手した情報に限定している。それらに「この品目は懸念用途に使う。」ことが明記されていた場合に許可申請義務が初めて発生することになる。しかし特に大量破壊兵器の場合、契約書等にそれを書く人間がいるとは到底思えないが。

「客観的」という概念は「サスペクト条項」と正反対である。日本の場合「サスペクト条項」をマニュアル化したというイメージである。これが「需要者要件」と呼ばれているもので、その取引の最終用途ではなく、その需要者の懸念情報に着目した規制である。大雑把に言えば、政府が「外国ユーザーリスト」を作成し、それに掲載されている場合は、ほぼ許可申請対象となる規制である。（サスペクト条項のマニュアル化には大量破壊兵器キャッチオールの別表行為も含まれるがここには踏み込まない。）

規制・要件等の用語が多数あり、極めて複雑だが、Know規制を日本なりに改造した「客観要件」は上述の「需要者要件」と「用途要件」により成立している。

表1 Know規制と客観要件の関係

Know規制		日本の客観要件
(基本的な規制要件) 懸念用途に使用される情報を入手している（知っている）。	→	(用途要件) 懸念用途に使用されることが、契約書等に記載されているあるいは需要者等から直接入手している。
(サスペクト条項) 懸念用途に使用される疑いを示す情報を入手している。または、それを知る立場にあるなど。	→	(需要者要件) 需要者が現在・過去に懸念用途に係る行動をした情報を外国ユーザーリスト等で得ている。

この日本のキャッチオール規制の仕組みは世界的に見て極めてユニークである。（それなりに良い点・悪い点があるが、本稿で論じることは省略する。）輸出管理の担当者の目線で捉えると、輸出管理の「取引審査」のプロセスを実施する際は、懸念用途が契約書に明記されることはまずないので、客観要件としての用途要件はほとんど手がかかるない。（実際の作業では、それを越えて明確な基準がない中悩みながら審査するのだが）客観要件でも実質的な審査の作業・手間が発生するのは需要者要件の場合が多い。

客観要件は輸出者にとって基本的に「優しい」制度であることを頭に入れて頂きたい。（懸念用途を目的としている取引を行う「悪い」輸出者にも優しいことは逆に問題だが。）さらに需要者要件がな

い用途要件のみの場合は、輸出者にとって極めて負担が少ない。言い方は良くないが、「無いも同然」である。

(2) さらに通常兵器キャッヂオールとは？

(ワッセナーアレンジメントの勧告)

通常兵器キャッヂオールについて、その歴史を振り返ってみよう。もともとはワッセナーアレンジメントの勧告がスタートだった。通常兵器の場合は大量破壊兵器とは違い、自国の防衛のために製造し使用することは当然の権利で「悪」ではない。その上で、非人道的な武器の使用は止めよう、武器を非人道的な使い方をした国には制限を与えるという国際的な合意が一定程度存在している。（言っていることとやっていることは違う国は多数あり国際的な合意の虚しさの典型なのだが）

輸出管理的に言えば、概ね次のような論理展開になる。

- 紛争国、例えば政府と反政府の内戦が発生しているところ、そこに兵器が導入されると、結果として死者の数は増大する。従い、そのような紛争国には武器そのものを提供しないようにしようと言う考え方で、武器禁輸国という概念が生まれた。（国連が定めた。）
- この考え方をさらに進めるとそういう国で武器が作られると、武器自体が流入したのと同じことであるから、武器の製造に用いられる両用品のリスト規制行うべきであるということになる。
- さらに進めて、リスト規制品ではない両用品であっても、それが武器の製造に使用されるならば、許可申請義務を負わせるべきである、つまり通常兵器キャッヂオール規制を行うべきである。

ワッセナーアレンジメントの勧告では、国連武器禁輸国を明確に指定はしていないが、複数の国が武器禁輸の規制を行っている国・地域を対象として検討すべきという表現であった。

(EU・米国・日本の対応)

EU: 兵器キャッヂオールの導入時にEUはこの考え方を全面的に取り入れて、国連武器禁輸国のみへの適用とした。輸出許可が必要なのはInformを受けた時のみで、それ以外は政府への相談というのが基本ルールである。EUとしては、当時中国にもやや変則的な武器禁輸を行っていたが、その対象にはしなかった。

米国: 当時は現在のように中国との対立関係がまだ始まっていなかったわけだが、米国は中国の軍備拡張等を非常に気にして、中国向けに通常兵器キャッヂオールの導入を国際的に行おうとEUや日本にはたらきかけていた。ワッセナーの勧告はその一つの理由付けとして利用していたと捉えるべきで、基本的な概念は違うものであった。上記のように、EUは中国を対象とすることはあっさりと拒否した。米国は、複雑なリスト規制を持っており、EUや日本にはないワッセナー等の国際輸出管理レジーム以外のリスト規制品目が定められており、結果として仕向け国毎に規制品のリストを作成している。さらに用途や需要者に応じて、規制を強化する仕組みも持っている。この仕組みを使い、中国の軍事組織が使う武器の製造の用途であることを知っている場合、本来の中国向けの規制リスト以外の一定の品目が追加されるというルールを作った。通常兵器キャッヂオールの1種だが、軍事用途・ユーザー規制(Military End Use/End User control)と呼ばれている。

日本: 日本の場合は、言ってみれば米国を忖度しつつ、ワッセナーの勧告を取り入れるという苦しい対応を行った。別表3以外の国（その時点で大量破壊兵器のキャッヂオールの対象であった）に対

して通常兵器キャッヂオールを導入する。ただし、輸出者に負担を与えないInform規制のみにして、ワッセナーの勧告で対象とするべき。国連武器禁輸国を新たに別表3の2の国として定義して、そこにはInform規制に加え客観要件を導入したが、それも用途要件のみで需要者要件は導入しなかった。

しかも最初は、品目を限定していた。現在では、「通常兵器に使われるおそれの高い貨物例」に示されている品目を別途限定して、これに限ってのみInformできる、別表3の2の国向ければ、用途要件が係るという仕組みであった。（この品目限定は、しばらくするとなくなり16項品全てが対象ということになった。）

（日本）自粛文化と通常兵器キャッヂオール

ここでこの法律を文言通り解釈して例示を示してみる。例えば、中国の軍隊と関係が深い企業からリスト規制に該当しない品目の引き合いがあったとしよう、しかも中国の国軍の通常兵器の製造に使われることが契約書に明記するなどして極めて明白であったとしよう。中国は別表3の2国ではないので、客観要件がそもそもない。従い、政府からのInformがなければ輸出者に輸出許可取得義務は発生しないことになる。輸出者の負担は極めて少ない。でもこれで良いのだろうか？

現実的には、日本の輸出者は通常兵器キャッヂオールのKnow規制があるかのように、自主管理を行うのがむしろ主流になってしまった。これは特別一般包括許可と自主管理規程の登録という事情が関連している。

詳述は避けるが、日本で多種多様の輸出ビジネスを行う企業にとって、特別一般包括許可を取得しないと米国・EUとの競合においてハンディキャップがある状況が一定期間あった。レジームの規制品全てに日本の輸出者は全世界に許可申請義務を負っていたのに、米国もEUも地域等で多くの品目に申請義務がなくなるような制度を持っていたからである。そして特別一般包括許可を取得するためには、自主管理規程の登録が必要であり、国際ビジネスに従事する企業の多くは自主管理規程を作成してその登録を行った。

自主管理規程自体は、CISTECの自主管理分科会を通じてそれなりの官民対話を経たもので政府が一方的に押し付けたものではない。その規程でのプロセスでは、品目や用途や需要者や仕向国で一定の条件が発生した場合（ここでは「懸念事項」と呼ぶ）の実施の承認を得るという形になっている。通常兵器キャッヂオールに関する「懸念事項」は法律通りの「客観要件」ではなく、国際基準の「Know要件」（サスペクト条項含む）と同様のイメージで織り込まれており、結果的にこれらの企業は法律以上の管理をしてきた。取締役等の責任者が「懸念のある取引」を未然に防ぐ責任を持つが、中国が日本の安全保障上の脅威であることは認識しており、中国向けて用途が武器製造の可能性が高いとなれば、用途要件が規制されてなくInformを受けていないから法律上は輸出しても違反にならないとしても、普通は自粛を選択する。このような形で、輸出の大部分をおこなう大企業のほとんどは実質的な通常兵器キャッヂオールを自主的に行ってきたのが実情であった。

（3）通常兵器キャッヂオール改正の概要

今回通常兵器キャッヂオール規制がどのように改正されたのか見てみよう。大量破壊兵器キャッヂオールも、通常兵器キャッヂオールも、輸出貿易管理令別表第1の16項品目（リスト規制に該当しない両用品目）に適用される。その適用範囲国は別表3の国「以外」となる。前述のように、別表3以外の国に対して、Inform規制が適用され、それらの国の一端である別表3の2の国には用途要件のみの客観要件が適用されるのが現在の通常兵器キャッヂオールであった。

別表3の2の国は、紛争が継続している国連武器禁輸国であるが、日本からの輸出はそれほど多くはない。貿易の主体となっている国（例えば中国やASEAN諸国）は別表3の国でも、別表3の2国でもない。以下これらの国を一般国と呼ぶ。（パブコメで経済産業省も便宜的に使っている。）

日本の企業の多くは、前述のように自主管理規程で、法令上の通常兵器キャッチオール規制以上の審査を実施しているのだが、法令上のみで解釈すると、企業の輸出管理における審査プロセス上の負担には下記のようなメカニズムがあることをここでもう一度強調したい。

- A. Inform規制は、輸出者として事前に行う審査負担は特に生じない。
- B. 客観要件では需要者要件がなければ（用途要件だけでは）審査負荷はかなり小さい。

この2点から、日本の通常兵器キャッチオールは輸出者にとって非常に優しい制度となっていた。

今回の改正は以下のように別表3の国、一般国、別表3の2の国と地域毎に整理すると分かりやすいので、以下をまず見て頂きたい。

表2：通常兵器キャッチオール規制の改正内容

	従来			→	新規制		
	Inform	用途	需要者		Inform	用途	需要者
別表3の国	-	-	-		○	-	-
一般国	○	-	-		○	△	△
別表3の2国	○	○	-		○	○	○

グレー背景：追加された規制

○：16項目全部に適用

△：16項目の内16項（1）としてHS CODEで定義された一部の品目のみに適用

-：規制なし

別表3の2の国のみに限定されていた客観要件は、用途要件のみから需要者要件が追加された上、一般国にも品目を限定して用途要件・需要者要件が追加された。また、別表3の国についてはInform規制が追加された。（今までの一般国と同じ状況になった。）

見た目としては、大幅強化に映ることは否めない。しかし、輸出管理体制が一定程度完成している企業としては、それほど大きな負担増にはならないと考える。むしろメリットの方が大きいのではないかと筆者としては解釈している。

まずInform規制が別表3の国に追加されたと言っても、政府からInformを受けたら対応すれば良いだけの話で、審査負担増にはならない。

需要者要件の追加は論理的には負担増になるが、前述の通り、輸出管理体制をモデルCPベースで構築している企業は一般国においても通常兵器キャッチオールの用途要件や需要者要件を審査できる体制となっている。

今まで、法律がない中で自主的に通常兵器キャッチオール規制を行ってきた企業は、むしろ規制がないがために、判断に迷っていた部分が多くそれが負担になっていたし、逆に不要な自粛をしてビジネスの機会を消失していた可能性も多い。これが整理されて、輸出管理部門の立場としては判断が明確にできるようになったのではと思う。非常に乱暴に整理すれば、外国ユーザーリストに掲載されていなければ、まず、許可申請の必要がないからだ。

16項(1)ができたことで、該非判定の負担増になるように見えるが、一般国向けの場合であれば、16項(1)に該当した上で、外国ユーザーリスト該当などの需要者要件に該当した場合（AND条件）にのみ許可が必要となるので、事前の該非判定プロセスにおいて該非判定しなくても、例えば単純に外国ユーザーリスト掲載先への取引承認をしないことにすれば、16項(1)に該当しても問題ないことになる。（あるいは外国ユーザーリスト該当先だが取引をどうしても行いたい場合に16項(1)の判定を行うプロセスとする。）

逆に、モデルCPベースの運用をして来なかつた企業の場合は、一般国の顧客の審査プロセスは見直した方が良いだろう。通常兵器（別表第1の1項の品目）の開発・製造・使用的審査プロセスをどうしているかを確認しておく必要がある。チェックシートを自社で作成して営業部署が1次判断するようなプロセスであれば、そのチェックシートで通常兵器キャッチオールの確認ができるように改正し、社内指導が必要となる。また、審査の担当者は、大量破壊兵器の開発用途である旨を契約書に書くことはまず無いが、通常兵器の場合は書かれることはありうることを認識しておく必要がある。例えば、「防弾衣の部分品の製造に用いる」とか書かれていると、明確に客観要件の用途要件に該当する。

また、これはモデルCPベースの運用をしている企業についても言えることだが、HSコードの確認プロセスも見直しておいた方が良いだろう。今後、HSコードを使った規制が少しずつ増えてくるのではと考えている。輸出の際には正しいHSコードで申告する義務があるので、船積み前までには必ず行われているはずだが、できるのであれば成約前の輸出管理プロセスの中に行う形が理想的だ。また、出荷管理のプロセスにこれを組み込むようなやり方もあり得るだろう。例えば、船積み手続き時に（当然HS CODEの確認プロセスがあるので）16項(1)に該当することが分かったら、例えば、取引審査を行った後船積み時期までに外国ユーザーリスト（または米国政府のリスト等を反映したその会社が決定する懸念顧客リスト）に掲載されていないかを再確認するプロセス等導入を検討する。

これから、通常兵器懸念を含めた外国ユーザーリストが公開されるだろうが、特にその初版には注意が必要だろう。現在の取引先が入っていたと言うような事態はないとは言えないからだ。

（4）最近の経済安全保障政策との関連

近年になり、米国や中国が輸出管理を経済安全保障政策のためのツールの一つとして積極的に活用しつつある。一つの典型例は拡大リスト規制である。ワッセナー等のレジームで定めているリスト規制とは別に行う有志国でのリスト規制である。さらに、キャッチオールも利用しようという動きは確実に進行している。

（米国の例）

米国の場合、法体系が複雑であり、純粹なキャッチオールではなく、用途規制と元々広範囲なリスト規制を組み合わせた形態である。軍事用途・ユーザー規制(MEU)を作っていたが、これを下記のように対象国や対象品目を増加し、かつこの規制の範囲外であった周辺の軍事関連用途をカバーする類似の

新規制（対象国や対象品目が異なる。）を導入している。さらにそれを強化する改正案が発表されている。

表3：米国の軍事用途・ユーザー規制の拡大の流れ

		スタート時	現在	改正案
軍事用途・ユーザー規制本体	対象国の増加	中国	中国・ビルマ・カンボジア・ニカラグア・ベネズエラ（計5カ国）	カントリーグループD: 5に拡張（左を含み計23カ国）
	規制対象品目の増加	32の品目を指定	47品目まで増加	非リスト規制品を含む全品目に拡張
上記の周辺用途・ユーザーに関する規制	-	軍事インテリジェント規制	インテリジェント規制 軍事サポートユーザー規制	

また、上記の軍事用途・ユーザー規制とその周辺規制の展開とは、別の流れで新しいキャッチオール規制を導入している。ロジックとしては、中国のAIの開発を阻止するために、下記の品目の開発に対する用途規制である。

- a) スーパーコンピュータ
- b) 高性能半導体
- c) 半導体製造装置

これらは、複雑な直接製品ルールとの組み合わせで日本の輸出者にも大きな影響を与えている。米国商務省は導入時の解説などで、中国のAIの開発が米国にとって大量破壊兵器の開発と同様に重大な国家安全保障上のリスクであるというロジックで説明をしていた。上記の用途規制は「軍事用」に限定するというようなことはしていないので、通常兵器キャッチオールの一部とは言えないが、経済安全保障政策における輸出管理法令の利用という観点ではその典型例だと言える。

輸出規制は対象国にとって緩い・厳しいが発生するので、全ての国に対して平等と言うWTOの理念と矛盾が生じてしまう。国家安全保障に関するものは、例外の規定があるので、WTO違反にはならない。国家安全保障に対する一般的な通念は、今までもっと直接的に兵器等に関連するものであった。これらの規制を見ると米国は、もうWTOは気にしていないのかと言う印象が強い。

日本を含め米国以外の国では、まだそうではなく、実際は経済安全保障政策上のツールとしての使用を想定していても、軍事または武器製造等と関連づけての輸出管理制度であると言うロジックが維持されている。

（英国の例）

英国は、EU離脱した後は、輸出管理法令をかなり自由に変更できるようになったため、通常兵器キャッチオールを少しずつ修正してきている。米国流の拡大は基本的な法体系が違うため、日本としては同じような規制方式をとるのは難しいが、英国の場合は法体系がかなり類似と言えるため、日本が今後参考にする可能性もある。EU離脱時に加えて変化したポイントをまとめる。

表3：英国のEU当時より拡大された通常兵器キャッチオール

	対象国を追加	国連武器禁輸国11カ国に中国を含み9カ国追加（計20カ国）
対象国への規制	懸念用途の追加	「軍事品目の生産施設内にある何らかの未完成品への使用」が追加された。軍事品目の生産施設内で兵器以外に使うものも対象になった。（Inform規制とKnow規制）
	ユーザー規制の追加	対象国において、軍事関連組織やその協力者が通常兵器の開発を意図していると判断した場合。（これはInform規制のみ。公開のユーザーリスト方式ではない模様。）
対象国以外への規制	違法輸出された軍事品目の部品や構成材料として使われる場合が追加された（Inform規制とKnow規制）	

（5）日本の輸出者はどうすべきか

結果的に、日本の輸出管理は輸出者の「自粛」を計算に入れた仕組みが出来上がってしまった。この体制は「自粛」の範囲の設定が難しいが故に、不必要にビジネスチャンスを失うようなこともあり得ただろうし、「自粛」の必要のない輸出者（つまり悪意を持った輸出者）にとっては、より容易に日本の安全保障を害する輸出（や技術移転）を行わせやすい状況を作り出していた可能性もある。

今後注意しなくてはならない分野が、AIや半導体に変わりつつあり、管理すべき品目の判断も極めて難しく、用途としてもどこからが軍事用途なのかもわからない。これで自粛をやりすぎると、それこそなんの輸出もできなくなってしまう。乱暴な議論になるが、どのような品目の規制が正しいかは、今後ますます変化が激しくなる国際情勢・技術進歩を考えると誰もわからない。民間企業も政府もわからない。とはいえば日本の安全保障上どうにかしなければならない。そうすると、キャッチオール規制をある程度拡大するということになるが、不透明な状況は変わらない。

キャッチオール規制で、的確にInformすること、リスト規制を含め適切に許可申請を審査することそして不正な輸出者の虚偽の申告をしての無許可輸出を発見することが有効な輸出管理には必要である。これらの重要な要素は政府のインテリジェンス機能である。しかし、政府のインテリジェンス機能はまだまだ極めて脆弱であると認識すべきである。終戦後に作られた体制は国家防衛そのものとその前提となるインテリジェンスを大幅に弱体化させるものであったからだ。

特定技術の相談義務に代表される官民対話の目的に「技術インテリジェンス」「経済インテリジェンス」の強化が述べられているが、まさにその通りで、今後自由貿易体制が壊れますます物騒になる国際社会において、国家としてのインテリジェンスの強化は絶対に必要である。輸出管理に限定する話ではない。

筆者としては、今後日本の輸出者（輸出業界）が目指すべきものは下記の3点であると思う。

1. 政府のインテリジェンスの強化への協力と自社のインテリジェンス能力の装備：
 - a. 輸出者の業界団体やあるいは直接的に官民対話を積極的に行う。

- b. 色々なデータ整理や調査などインテリジェンスの基礎情報の調達体制を自社で或いは業界団体で構築する。あるいはその充実を政府に業界団体を通じて要請する。
2. 「自肅」の度合いを見直す。
- a. 法令を十分解釈して、法令違反にならなければよしとして割り切って取引する。
 - b. 上記を前提に、政府と法令の過不足について議論し、懸念点等を共有する。単に、緩和の要請だけではなく強化についても意見を出す。「法令のこの部分が抜け穴にならないか」など。
 - c. 取引においては、米国や中国の変化する法制度も勘案し、長期のコミットメントは避け解約や撤退時のシナリオも明確にしておく。
3. 政府と協力して輸出管理法令の内容・実情をより広く世間一般に周知させる努力を行う。
- 確実に法令遵守しても、結果として輸出した貨物が通常兵器の開発等に使われてしまうことはありうる。不運な事態にあった時に、「軍事転用可能な貨物を輸出していた（悪い）企業。」などのニュアンスの報道で叩かれないように、政府と協力して世間一般にできる限り働きかけるべきだ。自主管理規程を経済産業省に登録して輸出者等遵守基準を満たしている企業であれば、政府から一定の擁護はしてもらいたいものである。

恐ろしいことだが、現在国際社会は自由貿易体制の崩壊という日本の産業界には最悪のシナリオに向かっている。もはや輸出管理どころの話ではないのが現実だろう。だが、経済安全保障のツールに輸出管理を各国が利用している状況において、すでに構築してある輸出管理体制を単なる遵法コンプライアンス体制とするだけではなく、事業戦略に寄り添った情報収集及び取引を管理する体制に昇華すべきだと考える。今回の通常兵器キャッチオールの改正が、各社でそれぞれの輸出管理体制を見つめ直すきっかけとなることを期待する。

以上

編集・発行 : 一般社団法人 日本機械工業連合会
発 行 人 : 副会長兼専務理事 田川和幸
発 行 日 : 2025年 4月 24日
問 合 せ 先 : 一般社団法人 日本機械工業連合会
〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1-31-18
高田馬場センタービル 12階
TEL : 03-6302-1464 (代表) E-mail : koho@jmf.or.jp